

＜対策のポイント＞
令和 7 年 3 月までに地域計画が策定されることにより、**地域が置かれている状況や地域が抱える課題が見える化**されることから、地域計画に記載された**現場の状況**に応じた必要な取組を総合的に支援します。

＜事業の全体像＞

1.完成度の高い地域計画の実現に向けた支援	2.課題が見える化された地域計画の解決に向けた支援
10年後の担い手が明確化されており、担い手に農地を集積・集約化することへの合意が地域で概ね得られている地域計画 特別枠・優先枠の設定 ① 新基本法実装・農業構造転換支援事業（強い農業づくり総合支援交付金） 食料・農業・農村基本法の改正を踏まえ、必要なソフト・ハードの取組を一体的に支援 ② 農地利用効率化等支援交付金のうち地域農業構造転換支援タイプ 地域計画の実現に向けた経営改善に取り組む場合、必要な機械・施設等の導入を支援 ③ 持続的地域営農確保総合対策のうち集落営農連携等強化促進事業（優先枠） 集落営農の連携・合併による収益力強化等を目指すためのビジョンづくり、その実現に向けた具体的な取組を総合的に支援 ④ 持続的生産強化対策事業のうち時代を拓く園芸産地づくり支援のうち国産野菜周年安定供給強化事業（地域計画優先枠） 加工・業務用野菜の契約栽培に必要な新たな生産・流通体系の構築、作柄安定技術の導入等を支援 ⑤ 新規就農者育成総合対策のうち経営発展支援事業（地域計画早期実現支援枠） 就農後の経営発展のために、都道府県が機械・施設等の導入を支援する場合、都道府県支援分の2倍を国が支援 ⑥ 雇用就農総合対策のうち労働力確保体制強化事業（地域計画早期実現支援枠） 安定的な労働力の確保に向け、就労条件の改善や他産地・他産業との連携等の取組を支援 ポイント加算 ・ 持続的生産強化対策事業のうち果樹農業生産力増強総合対策のうち産地構造転換パイロット事業 ・ グローバル産地づくり推進事業のうち大規模輸出産地モデル形成等支援事業 ・ 飼料増産・安定供給対策	地域の農地が有効利用されるよう、将来の受け手不在の農地を解消し、<u>少しでも完成度を高めていく必要がある地域計画</u> ※左の「完成度の高い地域計画」の区域でも活用可 【人：新規就農や第三者継承等への支援】 ① 新規就農者育成総合対策のうち就農準備資金・経営開始資金、経営発展支援事業 農業への人材の一層の呼び込みと定着を図るため、経営発展のための機械・施設等の導入支援、新たに経営を開始する者や研修期間中の研修生に対して資金を交付 ② 雇用就農総合対策 雇用就農の拡大に向け、労働環境整備等による労働力確保や、農業法人等による新規雇用等を総合的に支援 ③ 農業経営・就農支援体制整備事業のうち経営発展・就農促進委託事業 後継者を確保できない農業者の廃業を回避するため、第三者継承の支援体制を構築 ④ 持続的地域営農確保総合対策のうち集落営農連携等強化促進事業 （左欄③と同様） 【農地：農地バンク等による遊休農地解消・担い手への貸付の支援】 ⑤ 農地中間管理機構事業のうち遊休農地解消対策事業 農地バンク等が遊休農地を解消し、担い手等に対して貸し付ける取組について支援 ⑥ 所有者不明農地等総合対策事業 都市在住の不在村地主等と現場の農業委員会等を結びつけることなどにより、所有者不明農地の発生防止やその活用を促進する取組を支援 ⑦ 新規就農者育成総合対策のうち農地の受け手確保に向けた新規就農者誘致環境整備事業 受け手不在の農地に新規就農者を誘致するための体制づくり、誘致の実践、研修農場の整備を支援 ⑧ 機構集積協力金交付事業 農地の集積・集約化に取り組む地域への支援 【人手・機械等のリソース不足を補うためのサービス事業体の活用への支援】 スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート事業 農業支援サービス事業体の育成・活動の促進や事業環境の整備等を支援 【その他】 農山漁村振興交付金のうち最適土地利用総合対策 地域における土地利用構想の作成から実現までの取組を総合的に支援